

令和2年9月11日

社会福祉法人千歳会  
従業員の皆さま

GLOBAL UNION（認証番号 101）  
首都圏青年ユニオン連合会

## ご 連 絡

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、私たち首都圏青年ユニオン連合会は、社会福祉法人千歳会に運営する事業場のうち、特別養護老人ホームちとせ小町及びデイサービスセンターちとせ小町以外の各事業場において、従業員組合員が常時使用される同種労働者の4分の3以上を占めるに至りましたことにつき本書をもってご報告させていただきます。

これにより、今後、当労働組合が社会福祉法人千歳会との間で締結する労働協約につきましては、特別養護老人ホームちとせ小町及びデイサービスセンターちとせ小町を除いた事業場においては、当労働組合の組合員ではない従業員の皆さまとの関係でも適用されることとなります（会社に対する一般的拘束力。労働組合法第17条）。

私たちの行う組合活動が組合員だけに留まらず事業場の従業員全体に対して貢献できるようになったことは、より一層千歳会各事業場における労働環境の向上に資することになっていくと確信しております。当労働組合は、今後も、従業員の皆さまがより生き生きと働きやすく、仕事に見合った賃金評価を得ていける環境を目指して活動を行って参る所存でございますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます

草々